

M&P Legal Note EX note 2024-19

【AI 関連】AI 事業者ガイドライン（第1.0 版）のポイント解説② AI 利用者向け

2024 年 8 月 19 日
松田綜合法律事務所
弁護士 森田 岳人

※この記事は松田綜合法律事務所の note に掲載したものです。

<https://note.com/mandp/n/n22b8b91f5b42>

AI を利用するときの進め方

[前回のコラム](#)では、これから AI を利用していきたいと考えている企業（AI 利用者）の立場で、利用に向けてどのように進めていくべきかについての全体像を示しました。今回は、もう少し詳しく見ていきたいと思えます。

社内体制の整備

AI の利用を始めるにあたって、まずはどのような社内体制で検討し、運用していくのかについて明確にする必要があります。

AI システム・サービスを利用したいと考えている部署が関わるのは当然ですが、その部署だけで足りるのか、法務や総務などの他部署が関わるのか、プロジェクトの最終責任者を誰にするのかなどを決めていくことになります。

AI はまだまだ発展途上の技術のため、期待が大きい反面リスクも複雑であり、また部署をまたがって横断的に検討や運用を行う必要があることから、AI の利用を始めるにあたっては、経営層も十分理解したうえでリーダーシップを発揮する必要があります。

AI 利用者として検討すべき事項

体制が決定したら、関係部署の責任者が中心となって、以下を読み、AI 利用者として留意すべき事項を学んでいきます。

- [AI 事業者ガイドライン本編](#) (特に「第 2 部 AI により目指すべき社会及び各主体が取り組む事項」と「第 5 部 AI 利用者に関する事項」)
- [AI 事業者ガイドライン別添](#) (特に「別添 5. AI 利用者向け」)

ただ、これら全てを隅々まで熟読する必要はないでしょう。

本編は 35 頁ですが、別添は 157 頁もありますし、その他の資料も含めると膨大です。

AI 利用者として関係のある部分に絞って確認することで十分です。

AI 利用者として検討するにあたっては、以下の表の「第 2 部. C. 共通の指針」と、「第 5 部. AI 利用者 (U)」という事項を主に確認していくことになります。

表 1. 「共通の指針」に加えて主体毎に重要となる事項

	第 2 部. C.共通の指針	「共通の指針」に加えて主体毎に重要となる事項		
		第 3 部. AI 開発者 (D)	第 4 部. AI 提供者 (P)	第 5 部. AI 利用者 (U)
1) 人間中心	① 人間の尊厳及び個人の自律 ② AI による意思決定・感情の操作等への留意 ③ 偽情報等への対策 ④ 多様性・包摂性の確保 ⑤ 利用者支援 ⑥ 持続可能性の確保	-	-	-
2) 安全性	① 人間の生命・身体・財産、精神及び環境への配慮 ② 適正利用 ③ 適正学習	i. 適切なデータの学習 ii. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮した開発 iii. 適正利用に資する開発	i. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮したリスク対策 ii. 適正利用に資する提供	i. 安全を考慮した適正利用
3) 公平性	① AI モデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮 ② 人間の判断の介在	i. データに含まれるバイアスへの配慮 ii. AI モデルのアルゴリズム等に含まれるバイアスへの配慮	i. AI システム・サービスの構成及びデータに含まれるバイアスへの配慮	i. 入力データ又はプロンプトに含まれるバイアスへの配慮
4) プライバシー保護	① AI システム・サービス全般におけるプライバシーの保護	i. 適切なデータの学習 (D-2) i. 再掲)	i. プライバシー保護のための仕組み及び対策の導入 ii. プライバシー侵害への対策	i. 個人情報の不適切入力及びプライバシー侵害への対策
5) セキュリティ確保	① AI システム・サービスに影響するセキュリティ対策 ② 最新動向への留意	i. セキュリティ対策のための仕組みの導入 ii. 最新動向への留意	i. セキュリティ対策のための仕組みの導入 ii. 脆弱性への対応	i. セキュリティ対策の実施
6) 透明性	① 検証可能性の確保 ② 関連するステークホルダーへの情報提供 ③ 合理的かつ誠実な対応 ④ 関連するステークホルダーへの説明可能性・解釈可能性の向上	i. 検証可能性の確保 ii. 関連するステークホルダーへの情報提供	i. システムアーキテクチャ等の文書化 ii. 関連するステークホルダーへの情報提供	i. 関連するステークホルダーへの情報提供
7) アカウンタビリティ	① トレーサビリティの向上 ② 「共通の指針」の対応状況の説明 ③ 責任者の明示 ④ 関係者間の責任の分配 ⑤ ステークホルダーへの具体的な対応 ⑥ 文書化	i. AI 提供者への「共通の指針」の対応状況の説明 ii. 開発関連情報の文書化	i. AI 利用者への「共通の指針」の対応状況の説明 ii. サービス規約等の文書化	i. 関連するステークホルダーへの説明 ii. 提供された文書の活用及び規約の遵守
8) 教育・リテラシー	① AI リテラシーの確保 ② 教育・リスキング ③ ステークホルダーへのフォローアップ	-	-	-
9) 公正競争確保	-	-	-	-
10) イノベーション	① オープンイノベーション等の推進 ② 相互接続性・相互運用性への留意 ③ 適切な情報提供	i. イノベーションの機会創造への貢献	-	-

(AI 事業者ガイドライン (第 1.0 版) 本編 21 頁)

上記の事項を一通り学んだところで、次に以下のワークシートを検討して書き込んでい

きます。

- [AI 事業者ガイドライン「別添 7 C. 具体的なアプローチ検討のためのワークシート（共通の指針）」](#)
- [AI 事業者ガイドライン「別添 7 C. 具体的なアプローチ検討のためのワークシート（「AI 利用者」関連※記載例あり）」](#)

具体例 採用 AI を利用する場合

では、具体的な事例で考えてみましょう。

例えば、自社の採用部門において、エントリーシートの書類選考において AI を利用し合否判定の参考とすることで業務効率化を計画しています（以下「採用 AI」）。

この時、AI を利用する採用部門としては、どのような事項を検討すべきでしょうか。

共通の指針 3) 公平性

公平性に関しては、以下の点を検討する必要があります。

各主体は、AI システム・サービスの開発・提供・利用において、特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別をなくすよう努めることが重要である。また、各主体は、それでも回避できないバイアスがあることを認識しつつ、この回避できないバイアスが人権及び多様な文化を尊重する観点から許容可能か評価した上で、AI システム・サービスの開発・提供・利用を行うことが重要である。

AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）本編 15 頁

採用 AI の場合、まず、その出力結果にバイアスが生じるリスクがないか、AI 開発者や提供者に対して確認が必要でしょう。例えば、女性、外国籍、障がい者などを不当に不利に扱ってしまうおそれがないかなどです。

米国では Amazon の人材採用 AI に女性を不利に扱っているという欠陥が判明し、運用を取りやめることとなったこともあります。

共通の指針 4) プライバシー保護

プライバシー保護に関しては、以下を検討する必要があります。

各主体は、AI システム・サービスの開発・提供・利用において、その重要性に応じ、プライバシーを尊重し、保護することが重要である。その際、関係法令を遵守すべきである。

採用 AI は、エントリーシートの内容をシステムに入力することになりますが、そこには応募者の氏名・住所・経歴など個人情報やプライバシー情報が記載されており、システムへの入力 that 個人情報保護法やプライバシー保護の観点から問題にならないか、という検討が必要になります。

入力情報が、AI 開発者や提供者に閲覧されたり、利用されたりする可能性があるのかを確認したり、利用目的について応募者に事前に説明したり、場合によっては応募者から同意を取得したりするといった対応も必要になるでしょう。

共通の指針 6) 透明性

透明性に関して、以下を検討する必要があります。

各主体は、AI システム・サービスの開発・提供・利用において、AI システム・サービスを活用する際の社会的文脈を踏まえ、AI システム・サービスの検証可能性を確保しながら、必要かつ技術的に可能な範囲で、ステークホルダーに対し合理的な範囲で情報を提供することが重要である。

採用 AI においては、もっとも利害関係を有する応募者に対する透明性の確保を検討することになります。

例えば、応募者に対し、採用 AI を利用しているという事実や、採用 AI がどのような判断根拠によって判定しているのかなどの情報を提供することが考えられます。

採用 AI については、AI 事業者ガイドラインの添付資料の中で、さらに詳細な検討例が公表されていますので、興味のある方はご参照ください。

[「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」具体的なアプローチ検討のためのワークシート（別添 7C）（Excel 形式：111KB）](#)

[「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」主体横断的な仮想事例（別添 8）（PDF 形式：869KB）](#)

[弁護士 森田岳人](#)（松田綜合法律事務所 パートナー）

2004 年 10 月東京弁護士会登録。松田綜合法律事務所入所。2016 年 4 月より同事務所パートナー。2021 年 1 月より名古屋大学未来社会創造機構 客員准教授。東京弁護士会 AI 研究部所属。

最近は、個人情報・プライバシー関連法務、AI・データ関連法務、自動運転・モビリティサービス関連法務に、IT 関連法務に注力。

「個人情報保護委員会の動向」（共同執筆／ジュリスト 2023 年 10 月号(No.1589) | 有斐閣)、「与信 AI に法規制はなされるか —差別・公平性の観点から—」（共同執筆／「金融法務事情」 2022 年 6 月 10 日号)、「AI プロファイリングの法律問題——AI 時代の個人情報・プライバシー」（共著/商事法務）ほか。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

info@jmatsuda-law.com

弁護士 森田岳人

松田綜合法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル 10 階

電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。